

## 遠藤実議会報告誌 新春版（臨時号）

### 【 平成 27 年第 4 回定例会の報告 】

平成 27 年第 4 回定例会が、 11 月 26 日から 12 月 11 日まで 16 日間の会期日程で開催されました。今回は「平成 27 年度那珂市一般会計補正予算」「指定金融機関の指定」など 20 議案を審議し、「那珂市市民投票条例」を否決しました。今回は 22 名中 10 名の議員が一般質問を行いました。私は「協働体制の推進」「防災体制の強化」について質問しました。

### 【 一般質問 】

#### 1. 「協働体制の推進」について

過去に提案した「市民討議会」の開催を重ねて訴えましたが、前向きな答弁はいただけず。その他、日常的に市民からの提案を受け付ける先進事例「ちば市民協働レポート」を活用し、スマホを使って地域の困りごとを市役所に写真付で報告して改善を図っては?と提案しました。今後、研究するとの事。

#### 2. 「防災体制の強化」について

過去に数回提案した「市内一斉での防災訓練実施」を訴えましたが、市執行部にやる気はありません。本当に困ったものです。その他各種防災体制の現状をチェックしました。

### 【 重要案件 】

今回は、 2 件の重要議案がありました。

#### 1. 「指定金融機関の指定」

現在、指定金融機関は常陽銀行のみですが、来年より筑波銀行と、 3 年ごとの輪番制にする内容です。私は常任委員会で、指定基準に照らして疑義を質したところ、執行部から十分な答弁が得られなかつたため、「議会としても調査権を発揮して当事者からもいろいろ意見を伺うべき」と反対討論を行い、さらに本会議でも反対しましたが、 14 対 7 で可決となってしまいました。

## 2. 「那珂市市民投票条例」

本件は、現在でも地方自治法で住民投票が出来るよう規定してあるのに、発議の方法をあえて変える条例案です。発議方法は、法律（個別型）では「住民からは有権者の50分の1以上の連署が必要、首長からは議会にかけて議会の議決が必要」ですが、この条例案（常設型）では「住民からは有権者の5分の1以上の連署が必要、首長からは議会の声を聞くだけで議決は不要」になっていました。

常設型では投票資格者（外国人を入れるか等）や投票方法（二択か三択か等）も前もって決めててしまうので、ケースごとに柔軟に対応できません。また、ワンマンな首長の場合、議会のチェックを経ずに何でもかんでも住民投票にかけることが可能となるため（それでも住民投票をするには1300万円くらいかかります）、議会制民主主義の根幹をも揺るがしかねない問題であり、さらに議論も全く煮詰まっていなかっため、私は常任委員会・本会議で反対討論を行いました。結果、11対10で否決となりました。

本件が可決すれば常設型の住民投票条例制定は県内初となるため、この様子は、マスコミにも大きくとりあげられました。この常任委員会・本会議の様子はNHKで2週にわたって私の発言が放送され、新聞各紙でも私の発言が掲載されました。今後も、ワンマンで強引な手法を「決して許さない」という信念を持って、活動してまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

27.12.3. 決議開  
那珂市

# 議会「個別型で十分」

常設型市民投票条例を審議した時の議論	個別型で十分
常設型の市民投票条例が議論された。議論の中で遠藤美氏は、市長と市民の請求権を剥奪する条例で問題がある」と反対を表明した。	制度であることを補足説明。その上で個別型の「7割以上が議会で否決されていく全国的傾向を指摘し、「常設型投票条例」と意義を強調。投票経費の自安と
議論がまだ足りない」とする意見が相次ぎだ。採決の結果、賛成少数で否決された。市民30人が詰め掛けた傍聴席からは「重要な課題について直接、意見表明したいとの声が聞かれた。	決議は8回、20時間以上で議論を積み重ねた。そんぞうに扱われた感じがする」と肩を落とした。
同条例の審議には、海野徹市長も出席。市長の発議や、有権者5分の1以上の署名提出を条件とした市民の	（武藤秀明）
執行部側は、個別型に常設型を加える併設	（武藤秀明）